

鳥取県告示第 686 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 届 出 事 項   |        |   | 指定漁船調書の縦覧                            |                       |
|---|--------|---|--------------------------------------|-----------------------|
| 発起人の住所及び氏名  | 加入区の名称 | 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称 | 場 所                                  | 期 間                   |
| 岩美郡岩美町大字大谷2182-511<br>中村 修美<br>岩美郡岩美町大字網代88<br>川口 優 | 岩美加入区  | 鳥取県漁業協同組合                               | 岩美郡岩美町大字大谷2182-470<br>鳥取県漁業協同組合網代港支所 | 平成19年8月10日から同年8月24日まで |
| 東伯郡湯梨浜町泊859<br>中嶋 辰雄<br>東伯郡湯梨浜町泊1570-66<br>松田 昌知    | 泊中部加入区 | 鳥取県漁業協同組合<br>中部漁業協同組合                   | 東伯郡湯梨浜町泊1584<br>鳥取県漁業協同組合泊支所         |                       |